

# アキレスグループの人権方針

アキレスグループ(アキレス株式会社、及びその子会社)は、企業理念である『「社会との共生」=「顧客起点」』の具現化を目指し、社会から信頼され、共感されるよう、高い倫理観と責任感をもって行動することを、グループの行動指針に定めています。そして、「笑顔あふれる社会のために」をスローガンに、人権が尊重され、人が笑顔で暮らせる豊かな社会の実現を目指し、様々な社会的課題の解決に取り組んでいます。

アキレスグループは、社会の一員として、人権尊重の重要性を理解し、すべての活動において、人権を尊重するために、「アキレスグループの人権方針」(以下「本方針」)を定め、本方針に基づき人権尊重への取り組みを推進します。

## 1. 基本的な考え方

アキレスグループは、「国際人権章典」、国際労働機関(ILO)の中核的労働基準に表明されている人権を尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECDの「多国籍企業行動指針」、ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(多国籍企業宣言)」に基づき、本方針を策定しています。

国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合は、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

## 2. 適用範囲

アキレスグループは、本方針を、アキレスグループのすべての役員、従業員に適用します。また、アキレスグループの製品・サービスに関係する取引先などの関係者にも、本方針を理解し賛同頂くことを期待します。

## 3. 人権尊重の責任

アキレスグループは、自らの事業活動において直接的或いは間接的に影響を受ける人々の人権を侵害しないように努め、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は、是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

## 4. 人権デュー・ディリジェンスと救済

アキレスグループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。人権デュー・ディリジェンスにより、アキレスグループの事業活動が及ぼす人権への負の影響を特定し、人権侵害の防止と緩和に努めます。

また、アキレスグループの事業活動が、人権への負の影響を直接的或いは間接的に引き起こした、或いは引き起こす可能性を認識した場合は、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

## 5. 対話と協議

アキレスグループは、人権への負の影響を特定する過程及び予防・緩和・救済に向けた取り組みにおいて、社内外のステークホルダーと真摯に対話と協議を行います。

## 6. 重点課題

アキレスグループは、その事業活動において、以下を重点課題として人権への負の影響を防止・緩和する取り組みを推進します。「ハラスメント」「差別」「労働安全衛生」「強制労働、児童労働」

## 7. 教育

アキレスグループは、あらゆる事業活動の場面において、人権への負の影響を引き起こさぬよう、本方針を周知する教育を行います。

## 8. 情報開示

アキレスグループは、人権尊重の取り組みを、アキレスグループのウェブサイトなどを通じて定期的に報告します。

本方針は、2024年8月28日のアキレス株式会社の取締役会で承認されています。